

東北地域の医療機関における 電波利用推進協議会会則

(名称)

第1条 本会は、東北地域の医療機関における電波利用推進協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 この協議会は、東北地域の医療機関や関係機関との連携のもと、地域の実情に応じた、安全な電波利用方策の普及促進や、課題の解決方策の検討に取り組むことで、医療分野で電波を利用するに際して直面している課題の解決を図る。

これらを通じて、医療分野において基盤的インフラとして用いられている電波を、より安全かつ便利に利用することが可能な電波利用環境を実現することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医療分野における電波の安全性に関する説明会等の開催
- (2) 医療機関における適正な電波利用に関する課題及び推進方策の検討
- (3) 医療機関における適正な電波利用に関する調査研究
- (4) 医療機関における適正な電波管理に関する人材育成支援
- (5) 医療機関における適正な電波管理体制の構築支援
- (6) 医療分野における電波の安全利用推進に関する全国ネットワークへの参加
- (7) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業

(構成員)

第4条 協議会は、東北地域の医療機関等において、安心・安全に電波利用を推進する別紙の者をもって構成する。

- 2 構成員は次条に規定する会議において、やむを得ず欠席をする場合、代理人を指定することができる。
- 3 構成員は人事異動等により変更が生じた場合は、速やかに事務局へ連絡する。

(運営)

第5条 協議会の運営は、次により行う。

- (1) 協議会には、座長及び座長代理1人を置く。
- (2) 座長は、構成員の互選により選任する。
- (3) 座長代理は、座長が指名する。
- (4) 座長は、必要に応じて本協議会に係る会議の招集を行う。
- (5) 座長は、協議会の運営に必要な事項を定めることができる。

2 座長代理は、座長に職務遂行上困難な状況が起きた場合は、前項各号の職務を行う。

(任期)

第6条 座長及び座長代理の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期を経過しても後任者が選出されるまでの間、引き続きその職務を行う。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、東北総合通信局に置く。

2 事務局の事務は、東北総合通信局電波利用環境課において処理する。

附 則

1 この会則は、平成29年9月30日から施行し、第3条の規定は、平成29年4月1日から適用する。

2 この会則の施行後、最初に選任される座長及び座長代理の任期は、第6条の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

附 則

この会則は、平成30年6月23日(協議会での承認日)から施行する。